

## 千葉県感染症予防計画(案)の主な変更点について

No.	該当箇所	変更後	変更前	変更の理由
1	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 5【p.7】	(2) 県民の役割 また、 <u>偏見や差別により感染症の患者及び医療関係者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	(2) 県民の役割 また、 <u>感染症の患者等について、偏見や差別により患者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	第2回協議会において、委員から、新型コロナの流行時、 <u>医療従事者に対する誹謗中傷が非常に多くあった</u> との意見があったことを踏まえ修正した。 <b>【パブコメ案に反映済み】</b>
2	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 3【p.11】	(3) <u>市町村への支援</u> 県は、 <u>予防接種に関する情報の収集に努め、市町村にその情報を提供するなど、必要な支援を行う。</u>	—	県内市町村から、 <u>予防接種に係る情報提供等の市町村支援</u> について記載を求める意見があったことを踏まえ追記した。
3	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 4【p.25】	(4) 全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておく。 なお、 <u>医療提供体制の確保に当たっては、県等は、流行初期の段階から協定締結医療機関等に感染症に関する情報を迅速に提供できる体制及び円滑に連絡をとれる体制を構築しておく。</u>	(4) 全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制を迅速に確保できるようにしておく。	第2回協議会において、委員から、新興感染症が起こった場合、 <u>開業医と保健所がスムーズに連絡がとれる体制を構築する</u> よう意見があったことを踏まえ修正した。 <b>【パブコメ案に反映済み】</b>

4	<p>第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項 1 【p. 40】</p>	<p>地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、<u>患者及び医療関係者等</u>が差別を受けることがないように配慮していくことが重要である。</p>	<p>地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、<u>患者等</u>が差別を受けることがないように配慮していくことが重要である。</p>	<p>第2回協議会において、委員から、新型コロナの流行時、<u>医療従事者に対する誹謗中傷が非常に多くあった</u>との意見があったことを踏まえ修正した。 <b>【パブコメ案に反映済み】</b></p>
---	--	--	---	---